短期入所生活介護サービス重要事項説明書(介護予防含む)

あなたに対する短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人福寿会
事業者の所在地	富山県南砺市松原678番地1
代表者名	理事長 田中 幹夫
電話番号	0763-23-2910

2 利用施設

富山県指定	平成11年12月1日指定 第1672000146号			
施設の名称	特別養護老人ホーム福寿園			
施設の所在地	富山県南砺市松原678番地1			
事業所長(管理者)	長森 克成			
電話番号	0763-22-3556(事務所)、5702			
ファクシミリ番号	0763-22-7539			
※当事業所は特別養護老人ホーム福寿園に併設されています。				

3 施設概要

(1) 建物(面積は、特別養護老人ホーム福寿園全体の面積)

/ 在 // // // // // // // // // // // //	
敷地	13,965. 8 m ²
構造	鉄筋コンクリート造り(耐火建築)
建築面積	別館 1,738.54㎡
	平成館 1,084.32㎡
	本館 2,591.87 m ²
	計 5, 414.73 m ²
短期入所生活介護定員	2 2名

(2) 居室・設備(特別養護老人ホーム全体の室数)

居室・設備の種類		室 数		/
	別館	平成館	本館	備 考
ユニット型個室	0	0	8 8	
従来型個室(1人部屋)	3	2	0	
多床室 (2 人 部 屋)	5	1	0	
多床室(3 人 部 屋)	8	1	0	
多床室(4 人 部 屋)	0	8	0	
居室合計	16	1 2	8 8	
食 堂	1	1	8	
機能訓練室		1		<主な設置機器> 歩行訓練用階段、平行棒、肋木、手指訓練器
浴室	2	2	8	特殊浴槽、一般浴槽
医 務 室		1		

4 職員体制(主たる職員)

当事業所では、短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。 〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤(人)		非常勤(人)		常勤換算	指定基準
相以作里	専従	兼務	専従	兼務	(人)	(人)
1. 事業所長(管理者)		1				兼1
2. 生活相談員		1			1	1
3. 介護職員	8				8	8
4. 看護職員		1			1	0
5. 機能訓練指導員		1	1			兼1
6. 介護支援専門員		1				
7. 医師			1			1
8. 栄養士		1				兼1

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数 (週40時間)で除した数です。

5 職員の勤務体制

1 di. 1.1 (41.102 4.2 5.4 5.40)	
職種	勤 務 体 制
1. 医師 (内科)	毎週木曜日 13:00~14:00 1名
2. 介護職員	変形労働時間制
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人数
	*平日(月~金曜日)
	日勤 H 勤 9:00~17:45
	日勤℃勤 8:00~16:00
	日勤 <mark>L</mark> 勤 10:15~19:00
	*土・日曜日・祝日
	日勤 <mark>L</mark> 勤 10:15~19:00
	日勤DC勤 9:00~13:00
4. 機能訓練指導員	平日のみ(ただし、木曜日除く)
	8:30~16:30
5. 理学療法士	毎月第1水曜日 14:30~16:00
6. 作業療法士	毎月第3水曜日 14:30~16:00
7. 生活相談員	平日のみ 8:30~17:15
8. 介護支援専門員	平日のみ "

※土・日、祝日、年末年始等は上記と異なります。

6 営業日

	短期入所生活介護(介護予防)
営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:15
サービス提供時間帯	年中無休

7 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービス

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

※施設サービス費及び加算については、砺波地方介護保険組合より交付される介護保険負担割合証に基づき 1割負担或いは2割負担となります。2割負担の方は、下記の利用者負担分1割の金額が2倍になります。

〇介護保険給付対象サービス

I WOOD I AS A MILE AND A SAME	
種 類	内 容
入 浴	・ 入浴又は清拭を行います。・ 寝たきり等で座位のとれない方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	・ 機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・ 看護職員が健康管理を行います。
送迎	必要な方に対して、送迎を行います。

○多床室 (単位:円/日)

				施設サ	保険給	利	训用者負担	分
	対象者		要介護度	ービス	付分 9割	1割	滞在費	食費
			要支援 1	4,380	3,942	438	0	300
生活	舌保護受給者	利用者	要支援2	5,390	4,851	539	0	300
		負担	1	5,990	5,391	599	0	300
		第1段	2	6,660	5,994	666	0	300
	老齢福祉年金		3	7,340	6,606	734	0	300
	受給者	階	4	8,010	7,209	801	0	300
			5	8,660	7,794	866	0	300
世帯全員が市町村民税非課税者	合計所得金額		要支援1	4,380	3,942	438	370	390
峑	+課税年金収	利用者	要支援2	5,390	4,851	539	370	390
員	入額+非課税	負担	1	5,990	5,391	599	370	390
一声	年金収入額が	第2段	2	6,660	5,994	666	370	390
町		路2段	3	7,340	6,606	734	370	390
村	80 万円以下の		4	8,010	7,209	801	370	390
氏 税	方		5	8,660	7,794	866	370	390
上			要支援1	4,380	3,942	438	370	650
課		利用者	要支援2	5,390	4,851	539	370	650
梵	利用者負担	負担	1	5,990	5,391	599	370	650
	第1・第2段階	第3段	2	6,660	5,994	666	370	650
	以外の方	階	3	7,340	6,606	734	370	650
		陌	4	8,010	7,209	801	370	650
			5	8,660	7,794	866	370	650
			要支援1	4,380	3,942	438	840	1,380
		利用者	要支援2	5,390	4,851	539	840	1,380
		負担	1	5,990	5,391	599	840	1,380
上	記以外の方	第4段	2	6,660	5,994	666	840	1,380
		第4段 階	3	7,340	6,606	734	840	1,380
			4	8,010	7,209	801	840	1,380
			5	8,660	7,794	866	840	1,380

○従来型個室 (単位:円/日)

				施設サ	保険給	利	训用者負担	分
	対象者		要介護度	ービス費	付分 9割	1割	滞在費	食費
			要支援1	4,330	3,897	433	320	300
生活	舌保護受給者	利用者	要支援2	5,380	4,842	538	320	300
		負担	1	5,790	5,211	579	320	300
		第1段	2	6,460	5,814	646	320	300
	老齢福祉年金	階	3	7,140	6,426	714	320	300
	受給者	PE	4	7,810	7,029	781	320	300
-111-			5	8,460	7,614	846	320	300
世帯全員が市町村民税非課税者	合計所得金額		要支援1	4,330	3,897	433	420	390
全	+課税年金収	利用者	要支援2	5,380	4,842	538	420	390
具が	入額+非課税	負担 第2段 階	1	5,790	5,211	579	420	390
市	年金収入額が		2	6,460	5,814	646	420	390
町	80 万円以下の		3	7,140	6,426	714	420	390
村	方		4	7,810	7,029	781	420	390
税	//		5	8,460	7,614	846	420	390
1			要支援1	4,330	3,897	433	820	650
課 税	≾山田→A. A. 4n	利用者	要支援2	5,380	4,842	538	820	650
者	利用者負担	負担	1	5,790	5,211	579	820	650
	第1・第2段階	第3段	$\frac{2}{3}$	6,460	5,814	646	820	650
	以外の方	階		7,140	6,426	714	820	650
		ГĦ	4 5	7,810	7,029	781	820	650
				8,460	7,614	846	820	650
			要支援1	4,330	3,897	433	1,150	1,380
			要支援2	5,380	4,842	538	1,150	1,380
r			1	5,790	5,211	579	1,150	1,380
	:記以外の方	負担 第4段	$\frac{2}{2}$	6,460	5,814	646	1,150	1,380
		階	3	7,140	6,426	714	1,150	1,380
			4	7,810	7,029	781	1,150	1,380
			5	8,460	7,614	846	1,150	1,380

(2)施設の体制によって加算される料金

①機能訓練体制加算

施設が常勤専従の機能訓練指導員を所定の数配置している場合、加算されます。

	料金額(1 日)	介護保険給付分(9割)	利用者負担料金(1割)
機能訓練体制加算	120 円	108 円	12 円

②看護体制加算

看護体制加算(I) 常勤の看護師を1名以上配置していることで加算されます。

看護体制加算(II) 看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上の配置、加えて当該事業所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していることで加算されます。(介護予防を除く)

	料金額(1 日)	介護保険給付分(9割)	利用者負担料金(1割)
看護体制加算(I)	40 円	36 円	4円
看護体制加算(Ⅱ)	80 円	72 円	8円

③夜勤職員配置加算

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合に加算されます。

(介護予防除く)

	料金額(1 日)	介護保険給付分(9割)	利用者負担料金(1割)
夜勤職員配置加算	130 円	117 円	13 円

④サービス提供体制強化加算

介護福祉士が60%以上配置されていることで加算されます。

(所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度 基準額の算定対象から除外されます。)

	料金額(1 日)	介護保険給付分(9割)	利用者負担料金(1割)
サービス提供 体制強化加算(I)イ	180円	162 円	18円

(3)場合によって加算される料金

(1)送迎加算

送迎サービスが必要な方の場合は、上記料金にサービス料金が加算されます。

	料金額(回)	介護保険給付分(9割)	利用者負担料金(1割)
送迎加算(片道)	1,840 円	1,656 円	184 円

②療養食加算

医師の指示せんに基づく療養食(※)を提供した場合、加算されます。

	料金額(1 日)	介護保険給付分(9割)	利用者負担料金(1割)
療養食加算	230 円	207 円	23 円

※療養食:医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、 肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

(4) 介護職員の処遇改善等に関する加算

①介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数にサービス別加算率 (5.9%) 乗じた単位数を加算 (所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。)

○介護保険対象外サービス

(1)滞在費 (単位:円/日)

多 床 室	840 円
従来型個室	1,150 円

(2)食費 1,380 円/日

	食費	食事時間
朝食	350 円	7:30∼
昼 食	550 円	12:00∼
夕 食	480 円	18:00∼

- ※一食ごとの請求をさせていただきます。
 - 一日にかかった食費が負担段階の利用者負担額を超えて請求することはありません。
- (3)介護保険給付支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、全額自己負担となります。
- (4)レクリエーションやクラブ活動参加時の材料費用
- (5)通常の実施地域を越えて行う交通費は、5km以上の場合は最短の走行距離に応じて実費を徴収する。

5km以上~ 7km未満100円

7km以上~ 9km未満200円

9km以上~12km未満300円

1 2km以上~1 5km未満400円

15km以上~19km未満500円

19km以上~23km未満600円

23km以上~28km未満700円

2 8 km以上 800円

上記の他、短期入所生活介護で提供するサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費を頂きます。

※(1)(2)は基準費用額であり、課税所得によって負担額が異なります。

8 サービス利用料金の支払い

- (1) 利用者は、要介護度に応じて所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス料金の1割)を事業者に支払うものとします。
- (2) 前項の他、利用者は介護保険給付外の諸費用を事業者に支払うものとします。
- (3) サービスに関する利用料金は、翌月末日(その日が休日の場合はその前日)に利用者の口座から自動口座引き落としを行います。

9 利用の中止、変更、追加

- ○利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を 追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者及び在宅のケアマネージャーに申し出て ください。
- 〇利用予定日の前日(営業時間内 $8:30\sim17:15$)までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の食費をお支払いいただきます。

10 通常の送迎の実施地域 南砺市の旧福野町区域

11 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者 電話番号 0763-22-5702 FAX 0763-22-7539

(西川 輝美、 野村 利佳)

○受付時間 毎週月曜日~金曜日 (8:30~17:15) また、事務所の前に苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南砺市役所	所在地(〒939-1898)南砺市蛇喰 1009
地域包括医療・ケア局	電話番号 23-2034・FAX 64-2550
地域包括課長寿介護係	受付時間 平日8:30~17:15
砺波地方介護保険組合	所在地 (〒939-1392)砺波市栄町7番3号
	電話番号 34-8333・FAX 34-8334
	受付時間 平日8:30~17:00
富山県国民健康保険団体連	所在地(〒930-8538)富山市下野字豆田 995 番地の 3
合会	電話番号 076-431-9833・FAX 076-431-9834
	受付時間 平日9:00~17:00
富山県福祉サービス運営適	所在地(〒930-0094)富山市安住町 5 番 21 号
正化委員会	電話番号 076-432-3280
	受付時間 平日9:00~16:00

12 協力医療機関

医療機関の名称	南砺家庭・地域医療センター
所在地	富山県南砺市松原577
電話番号	0763-22-3555
診療科	内科、
	整形外科(毎週火曜日午後のみ)

13 非常災害対策

事業所長は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策をたて少なくとも年2回以上の利用者及び職員による防火及び避難訓練を行います。

14 緊急時における対応方法

利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師もしくは利用者の主治医に連絡をとり、指示を得て対処するものとします。

15 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとします。

私は、本書面に基づいて事業者の職員	(職名	氏名)	から上記重要事項
の説明を受けたことを確認します。			

	平成年	/	月 <u></u>	日						
	住原	近	₹							
	氏 4	各								印
	電話番号	()	_		FAX	()	_	
利用者				上記署名を行い 図しました。	ハま	した。				
甲	本人との関	関係				署名を代行 した理由				
	住原	近	₹							
	氏(古								印
	電話番号	()	_		FAX	()	_	

事			短期入所生活介護施設として甲の申込を受諾し 生活介護サービスについて誠実に責任を持って			
事業者	所 在 地 〒939-1518 富山県南砺市松原678番地1					
$\widehat{\mathbb{Z}}$	名 移	尓	社会福祉法人福寿会			
	代表者名	7	理事長 田中 幹夫	印		
	電話番号	(07	(63) 23-2910 FAX (076	3) 23-2911		